

浜田市庁舎管理規則第 7 条第 14 号に規定する別に定めるものを定める要綱

(趣旨)

第 1 条 浜田市庁舎管理規則（平成 24 年浜田市規則第 14 号。以下「規則」という。）第 7 条第 14 号に規定する別に定めるものについては、別に定めがあるもののほか、この告示の定めるところによる。

（撮影等に係る行為の禁止の適用を除外するもの）

第 2 条 規則第 7 条第 14 号に規定する別に定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 官公署、学校その他公共的団体等が、業務を遂行する上で必要な記録を目的に行うもの
- (2) 本市から委託等を受けた者が、当該委託等を履行する上で必要な記録を目的に行うもの
- (3) 戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）又は住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の規定に基づく届出を行う者又はその関係者が、当該届出の記念を目的に行うもの
- (4) 障がい者又は日本語が不自由な外国人等が、その者のみで手続等を行う場合において、その者に対する配慮の提供が必要と認められるときに
行うもの
- (5) 庁舎に掲示され、又は展示されているものの記録を目的に行うもの
（著作権を侵害し、又はそのおそれがあるもの及び法令等により禁止されるものを除く。）
- (6) 表敬訪問、視察、集会その他これらに類する行為の記録を目的に行うもの
- (7) 市民ロビーで行う行事の記録を目的に行うもの
- (8) 屋外で行うもの
- (9) 災害又は事故の発生その他特別な事態に対処するために行うもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、撮影等に係る行為の禁止の適用を除外しなければ著しい支障が生ずるおそれがあるため、市長が特に必要と認めるもの

2 前項の規定の適用を受け撮影等を行う者は、当該撮影等により職員、来庁者等の権利を不当に侵害し、又は職員の業務に支障を来すことのないよう十分な配慮をしなければならない。

3 第 1 項第 10 号の規定の適用を受けようとする者は、庁舎内行為承認申請書（別記様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 規則第 10 条第 2 項から第 5 項までの規定は、前項の規定による承認をする場合について準用する。

（その他）

第 3 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 7 年 1 月 31 日から施行する。

別記様式（第 2 条関係）

年 月 日

浜田市長 様

申請者 住所又は所在地
氏名又は団体名及び代表者名

庁舎内行為承認申請書

浜田市庁舎管理規則第 7 条第 14 号に規定する別に定めるものを定める要綱第 2 条第 3 項の規定により、次のとおり申請します。

行為の目的及び内容	
場 所 又 は 名 称	
行 為 の 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
禁止の適用を除外しなければ生ずるおそれがある著しい支障（損害） （※詳しく）	
そ の 他 （ 機 材 等 ）	
責 任 者 氏 名 及 び 連 絡 先	氏 名 連絡先（電話番号）
確 認 事 項	☐ 暴力団の利益になるような行為ではありません。 ☐ 庁舎内では、浜田市庁舎管理規則を遵守します。

備考

- 1 「その他」の欄は、使用する機材等を記入してください。
- 2 「確認事項」欄は、該当することを確認した上で、□にレ印を付してください。